

○周南市農業委員会幹事会設置要綱

令和5年1月1日農委要綱第2号

周南市農業委員会幹事会設置要綱

(設置)

第1条 周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の円滑かつ適正な運営及び主体的かつ効果的な活動の推進並びに委員会の委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下これらを「委員等」という。）の資質向上に係る調査・研究を行うため、幹事会を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の総会（以下「総会」という。）の議事運営に関する事務
- (2) 委員会の農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施する関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見その他の意見・要望等の提出の総務に関する事務
- (3) 委員等の研修の企画立案並びに実施に関する事務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の会長（以下「会長」という。）が必要と認める事務

(幹事会)

第3条 幹事会は、幹事6人をもって組織する。

2 幹事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 周南市農業委員会地区協議会設置要綱（令和5年周南市農業委員会要綱第1号）第4条第2項に規定する地区協議会の座長の任にある者 各1人
- (2) 委員のうち女性委員の互選により選任された者 1人

(幹事の任期)

第4条 幹事（次項に規定する補欠幹事を含む。）の任期は、委員の任期とする。

2 幹事に欠員が生じた場合は、補欠幹事を選任する。

(幹事長)

第5条 幹事会に幹事長を置く。

2 幹事長は、幹事の互選により定める。

- 3 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会を代表する。
- 4 幹事長の任期は、幹事の任期とする。

(会議)

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長は会議の議長となる。

- 2 会議は、幹事の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは幹事長の決するところによる。
- 4 会長及び委員会の会長職務代理者は、オブザーバーとして会議に出席するものとする。
- 5 会長は、必要と認めるときは会議の招集を幹事長に要請することができるものとする。
- 6 会議は、出席した者の意見の交換を尊重すること、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(報告)

第7条 幹事会の委員等の資質向上に係る調査・研究の経過及び結果については、幹事長が必要に応じて、委員会に報告するものとする。

(会議記録)

第8条 会議の記録は、委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が作成し事務局で保管する。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。